

第7回 若葉地区まちづくり推進協議会 全体会のご案内

日時 令和5年10月23日(月) 15:00 ~ 17:00

会場 四谷スポーツスクエア 会議室N
住所: 四谷1丁目6-4 (地下2階)



対象

- 協議会区域内に土地又は建物を所有している方
- 協議会区域内にお住まいの方
- 協議会区域内で営業している方 等

ご予約方法

ご予約は当日の午前10時まで受け付けております。

①お電話でご予約 下部お問合せ先までご連絡ください。

②WEBでご予約

URL又は二次元バーコードより必要事項を入力してください。

URL: <https://www.shinsei.elg-front.jp/tokyo2/uketsuke/form.do?id=1694493927719>



③FAXでご予約 下部お問合せ先まで送付ください。

FAX 送付票	
お名前	フリガナ
ご住所	〒
お電話	()

※新型コロナウイルス感染状況の推移により、開催を変更する場合があります。
※会場は都合により、予定人数に達した場合、ご参加いただけないことがあります。

若葉地区まちづくりニュース 第7号

令和5年(2023年)
10月発行
若葉地区まちづくり
推進協議会

第7回 若葉地区まちづくり推進協議会 全体会を開催します!

要事前
予約

詳細は3ページ

令和5年10月23日(月)
15:00 ~ 17:00



第6回推進協議会全体会の様子
(まちの将来像を取りまとめた際に撮影)

当日
の
主な内容

- 地区計画の見直しについて
- 新たな防火規制について等

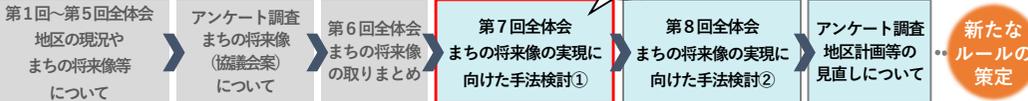
前回ご参加
できなかった方も
お気軽に
ご参加ください!



これまでの主なあゆみと今後の予定

引き続き、皆様と意見交換を行ってまいります!

令和3年度~令和4年度 令和5年度



新宿区からのご案内です! 詳細なご相談は、下部お問合せ先までご連絡ください

まちづくり相談員の派遣

新宿区では、まちづくり事業の充実と促進を図るため、「まちづくり相談員」を派遣しています。権利者の方々が共同化を進めるための勉強会を行う場合などにご相談ください。

道路拡幅整備

当地区では、歩行者の安全性を確保するため道路拡幅整備を行っており、拡幅部分について、区による用地取得又は、寄附の受付を行っています。
(該当路線: 地区内主要道路1号(若葉通り)、区画道路2号、区画道路3号)

不燃化建替促進事業

当地区では、木造住宅の不燃化建替えや除却に対し助成を行っています。



お問合せ先 新宿区 都市計画部 防災都市づくり課
(担当: 山内、宮本、佐藤、山本)
〒160-8484 新宿区歌舞伎町1-4-1 本庁舎8階
TEL:03-5273-3842 FAX:03-3209-9227

若葉地区 まちづくり 検索

検索、もしくは二次元コードから新宿区HPをご覧ください。

若葉地区まちの将来像を取りまとめました!



令和5年6月27日(火)に「第6回推進協議会全体会」が開催されました。この度、令和3年11月からスタートした推進協議会でのご意見やアンケート調査結果等を踏まえ、「まちの将来像」を取りまとめました。

第7回推進協議会全体会からは、まちの将来像の実現に向け、若葉地区地区計画(平成6年策定)の見直し等の具体的な手法を検討します。是非ご参加ください!

第6回推進協議会全体会の開催報告は2ページへ
今後の予定、区からのご案内は3ページへ

第6回 若葉地区 まちづくり推進協議会 全体会の開催報告

- 日 時 ● 令和5年6月27日(火) 15:00~17:00
 会 場 ● 四谷スポーツスクエア 会議室N
 主 内容 ● まちの将来像の取りまとめ
 まちの将来像の実現に向けた今後の検討



当日の主なご意見

【店舗等について】

・店舗が少なく困っているという意見もあるが、移動スーパーは採算が取れず撤退した。実際に店舗があっても利用する住民はそれほど多くないのではないか。

【今後の進め方について】

・これまでの取組で一定の成果はあったが、当地区は未だに防災上非常に危険な地区であるので、燃えにくいまちを目指すことに主眼を置いた方が議論が分散しないのではないか。
 ・テーマを防災に絞って議論した方が良いのではないか。

これまで以上にスピード感をもってまちの防災性向上を図るため、
地区計画の見直しや**新たな防火規制の導入**等を検討していきます。

まちづくり ルールの検討 を進めます！

第7回 若葉地区 まちづくり推進協議会 全体会の主な内容

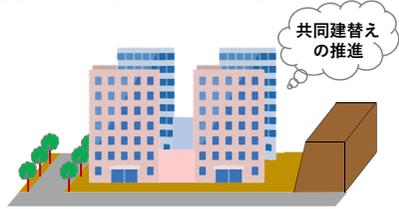
これまで
 ご参加できなかった方も
 是非ご参加ください！

1 地区計画の見直しについて

平成6年に策定された地区計画(建物等を建てる際に適用される具体的なまちづくりルール)について、策定以降の法改正等を踏まえ、より地域にふさわしいルールへの見直しを検討します。

既に定められている項目	内容	状況	
1	容積率の上限	現行どおり	
2	敷地面積の最低限度	現行どおり	
3	垣またはさくの制限(ブロック塀等の制限)	現行どおり	
見直し・追加の検討を行う項目(案)	4	建物の用途 ⇒ファミリー世帯を誘導するルールを追加	新規検討
	5	道路境界や崖からの壁面距離 ⇒個別建替えにも配慮したルールへ見直し	変更検討
	6	壁面後退部分の工作物の設置 ⇒快適な歩行空間確保に向けたルールを追加	新規検討
	7	建物の最高高さ ⇒近年の建築物に関するニーズ等を踏まえた高さ規定へ見直し	変更検討
	8	建物の形態の制限 ⇒個別建替えにも配慮したルールへ見直し ⇒コミュニティ施設等を誘導するルールを追加	新規検討

【現在の地区計画のイメージ】

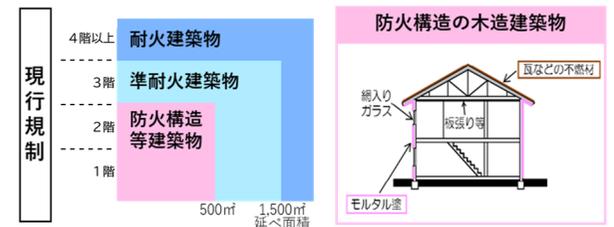


【地区計画の見直しイメージ】

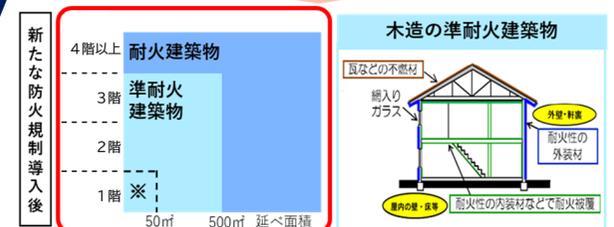


2 新たな防火規制の導入について

より燃えにくいまちとするため、原則として全ての建物を準耐火建築物以上とする新たな防火規制の導入を検討します。※建替え時に準耐火建築物以上とする必要があります。



新たな防火規制を導入した場合、準防火地域の規制内容が変わります



※印の部分は、延べ面積が50㎡以内の平家建の附属建築物で、外壁及び軒裏が防火構造であれば建築可能